

会員各位 全国社会保険労務士会連合会から通知がありましたので、
お知らせします。 愛媛県社会保険労務士会事務局

社 労 連 第 8 1 号
平成 2 3 年 2 月 2 5 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

実態と異なる第3号被保険者期間を有する者の取扱い
(いわゆる「運用3号」)に関する見解について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、連合会の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、年金記録問題の早期解消のため、日本年金機構が平成21年12月に実施した職員アンケートにおいて、実態と異なる第3号被保険者期間を有する者が全国に相当数いることが指摘され、厚生労働省がその取扱いを検討した結果、本年1月から、運用を開始したところであります。

この取扱いについては、国民の中に、適正な手続と保険料納付を行った者に不公平感を生じさせる取扱いであるとの意見があり、都道府県会及び会員からも、連合会が公的年金制度に関する専門家の団体として、この問題に対する見解を表明すべきとの意見も寄せられております。

つきましては、本日、連合会としての見解を別紙のとおり報道発表し、連合会ホームページに掲載いたしましたので、ご報告申し上げます。

謹 白



運用3号の取扱いについて 全国社労士会連合会が見解を表明

全国社労士会連合会は、実態と異なる第3号被保険者期間を有する者の取扱い（いわゆる「運用3号」）について、見解を表明しました。

本見解では、今回の取扱いについて、

- ①法令遵守の立場で年金の相談・指導を行ってきた社労士として、疑問を感じている会員が多数いること
- ②国民の間に生じた不公平感は早急に解消する必要があること

について指摘し、年金制度に対する国民の信頼を回復するよう、関連法令の改正と併せて、「運用3号」の見直しを図るとともに、新たなモラルハザードを生じない仕組みの構築について、今後国政の場において十分議論していただき、適切な対応を行うことを求めています。

○見解の本文は別紙の通りです。

本件に関するお問合せ先
全国社会保険労務士会連合会(広報担当室 梅谷)
ホームページ: www.shakaihokenroumushi.jp
e-mail: umetanitk@shakaihokenroumushi.jp
TEL 03-6225-4864

平成23年2月25日

**実態と異なる第3号被保険者期間を有する者の
取扱い（いわゆる「運用3号」）に関する見解**

全国社会保険労務士会連合会

「運用3号」に関する政府の対応について、以下の見解を表明する。

全国社労士会連合会は平成19年に年金記録問題が社会問題となった際、公的年金に関する唯一の国家資格者の団体として、全国の社労士会、開業社労士事務所などで無料の年金相談を開催し、国民の権利の擁護、不安の解消、年金の信頼回復に努めてきた。一方で、我々社労士は、労働社会保険諸法令に関する専門家として、国民からの年金相談や顧問先企業などに対して、法令遵守の立場で被保険者資格の得喪などの年金手続について適正な指導を行ってきたことから、今回の「運用3号」の取扱いに疑問を感じている会員が多数いる。

今般のいわゆる「運用3号」に関する政府の対応の趣旨は、「国民に不利益を与えない」という方針の下に、100万人にも及ぶとされる無年金者、低年金者の対策を講じ、更に新たな発生に歯止めをかけたいという「政府の方針」であることと併せ、複雑な年金制度であるので全て自己責任を問うのは難しいこともあり、「救済」という観点から行われたものの、法令遵守を率先して行い年金制度の推進を図ってきた社労士としては、今回の取扱いによって、適正な手続を行い年金保険料を納めてきた人と、「運用3号」による救済を受ける人との間に生じた不公平感を早急に解消する必要があると考える。

以上のことから、年金制度に対する国民の信頼を回復するよう、関連法令の改正と併せて、「運用3号」の見直しを図るとともに、新たなモラルハザードを生じない仕組みの構築について、今後国政の場において十分議論していただき、適切な対応を行っていただきたい。